

衛生材料支給券を交付します

問 高齢福祉介護課 ☎65-7789
しょうがい福祉課 ☎65-6518

要介護認定を受けている寝たきりの高齢者やしょうがいのある人などに、衛生的にすこしいただけるように、紙おむつ等支給券を交付します。

【支給内容】

最大2万7千円分の支給券(9月28日まで利用可)

※支給券は、申請された月の翌月から9月までの月数分の交付となります。

【サービスを受けられる人】

(注)施設に入所している人や入院中の人、日常生活用具給付事業で紙おむつの交付を受けている人などは除く。

申請時に次のすべてに該当する人

- 次のア～ウのいずれかに該当する人
 - ア 要介護3、4、5の認定を受けている
 - イ 身体障害者手帳(肢体不自由)1級、2級の交付を受けている(3歳以上)
 - ウ 療育手帳A1、A2の交付を受けている(3歳以上)
 - 市内在住(介護保険の被保険者)で、平成29年9月～平成30年2月の間に3か月以上在宅で生活していた
 - 常時おむつが必要で、現在も使用している
 - 世帯の平成28年分の所得税が非課税(7月以降に申請する場合は平成29年分)
 - 市税、介護保険料、国民健康保険料、後期高齢者医療保険料を完納している
- 【持ち物】 申請書、しょうがいのある人はお持ちの手帳
- ※申請書は該当者に送付しているほか、左記担当課にもあります。

申請先

要介護認定を受けている人 高齢福祉介護課(本庁舎1階)
しょうがいのある人 しょうがい福祉課(本庁舎1階)
※北部振興局福祉生活課でも受け付けます。

街並み景観形成やにぎわいづくりを応援します

問 商工振興課 ☎65-8766

伝統的な建築様式の建物を保存・活用し、魅力ある街並みを形成する事業や、商店街ににぎわいを創出し、誘客効果を高める事業に必要な経費の一部を助成します。補助対象事業や対象者など、詳しくは担当課までお問い合わせください。

【募集期間】 4月5日(木)～18日(水)

① にぎわいの街づくり事業

商店街ににぎわいを創出するソフト事業
(1/2 100万円)

② 美しい観光地づくり推進事業

歴史・水辺・緑・芸術等を活かした景観づくり
(1/2 200万円)

③ 伝統的街並み景観形成事業

- A 商業観光推進ファサード(建物の正面側)整備事業
(1/2 150万円)
- B 伝統的町家ファサード整備事業
(1/2 200万円)
- C 伝統的町家再生活用等整備事業
(1/2 500万円)

【対象区域】

- A、Cは特定景観形成重点区域、長浜駅前通り、Yes長浜、西中学校および北国街道(長浜駅前通り以南)
- Bは特定景観形成重点区域および北国街道(長浜駅前通り以南)

※(内)は補助率、補助限度額

※応募多数の場合は補助できない場合があります。

訪問理美容サービスをご利用ください

問 高齢福祉介護課 ☎65-7789
しょうがい福祉課 ☎65-6518

在宅で生活をしている寝たきりの高齢者やしょうがいのある人に自宅訪問による理美容サービスの利用券を4月中旬に交付します。

【支給内容】

訪問理美容サービス利用券散髪のみ)1枚(9月28日まで利用可)。申請時に、利用する理美容店を選択します。

【自己負担額】 原則利用料の1割(450円)

【受付期限】 3月30日(金)

【サービスを受けられる人】

(注)施設に入所している人、病院に入院している人などは除く。

【共通要件】 次のすべてに該当する人

- 平成29年9月～平成30年2月の間で3か月以上在宅で生活している
 - 世帯の平成28年分の所得税が非課税
 - 市税、介護保険料、国民健康保険料、後期高齢者医療保険料を完納している
- 《要介護認定を受けている人の要件》
- 次のいずれかに該当する人
- 65歳以上で要介護4、5の認定を受けている
 - 65歳未満で要介護4、5の認定を受けており、同居人のすべてが65歳以上または下記①～③のいずれかの手帳を持っている
- 【持ち物】 申請書
- ※申請書は左記担当課にあります。

申請先

要介護認定を受けている人 高齢福祉介護課(本庁舎1階)
しょうがいのある人 しょうがい福祉課(本庁舎1階)
※北部振興局福祉生活課でも受け付けます。

長浜景観広告賞が決まりました

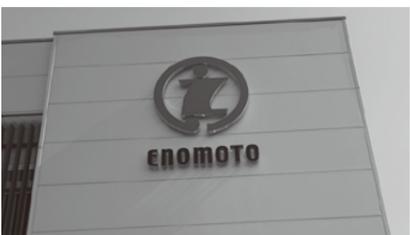
問 都市計画課 ☎65-9592

魅力ある景観まちづくりを推進するため、まちなみと調和しているなどの優れたデザインを有する屋外広告物を募集したところ、37点の応募をいただきました。受賞広告物を次のとおり決定しましたので紹介します。

※詳しくは市ホームページをご覧ください。

長浜景観広告大賞

エノモト(高月町渡岸寺)
《市景観審議会の講評》
「えのもと」の社名を図案化したロゴに企業の経営理念が込められた広告物。縦格子など和の要素を取り入れた建物の壁面意匠と、シンボルである広告物の青色が郊外型のまちなみ景観に調和している。



▲エノモト西南側の壁面広告

- 長浜景観広告賞
- いと吉呉服店(元浜町)
 - 元祖堅ポロ本舗(朝日町)
 - 鳥宗(朝日町)
 - 整体院・花香(神照町)

農繁期の事故に注意しましょう

問 農政課 ☎65-9522

本格的な農繁期を迎え、市内の広い範囲で田起こしや田植えなどの農作業が集中して行われます。農業者の皆さんは、周辺環境に配慮して、次のことに注意してください。

ゆとりをもって安全な農作業を心がけましょう

農業機械を使用する頻度が増えると、農作業事故の危険性が高まりますので、十分注意しましょう。

道路に土や泥が落ちた場合は清掃しましょう

道路に落ちた土泥で車がスリップしたり、乾くと土ぼこりを舞い上げ視界を悪化させるなど、交通事故の原因となるおそれがあります。速やかに除去清掃をしましょう。

農業排水対策を徹底しましょう

代かきから田植え期における河川・琵琶湖への濁水流入を抑えるため、肥料を含んだ農業排水を流さないよう管理を徹底しましょう。

